



ページ番号

1002750

磐田市上下水道事業審議会

答申書が提出されました

上下水道総務課
(福田支所 2階)

☎0538-58-3082

☎0538-58-3123

衛生的で快適な生活と水環境を保つために

市では条例に基づき、水道・下水道の事業運営について審議する「磐田市上下水道事業審議会」を設置し、市長からの諮問に応じ、昨年8月から今年8月まで7回にわたり、水道料金や下水道使用料のあり方について、慎重な審議が行われました。審議会で整理された各事業の課題は次のとおりです。

下水道事業の課題

■人口減少による使用料減少

※磐田市の人口は年々減少しており、有収水量の減少に直結することから、使用料の減少は避けられない状況である。
※使用料徴収の対象となった水量

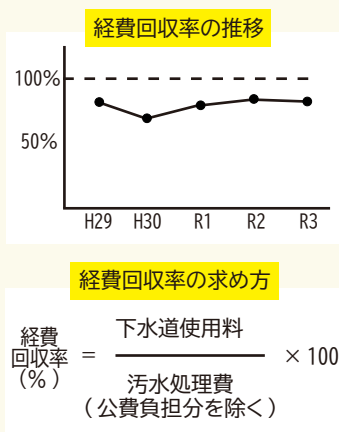
■建設改良費の増大

施設の一部が設置から40年を超えており、未整備地区の下水道整備に加え、

今後は老朽化した施設の改築や更新に必要な建設改良費が増加することが確実である。

■経費回収率の向上

※経費回収率は100%を大きく下回っており、汚水処理にかかる経費を使用料で賄っていない。
※使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを示す指標



■多額の一般会計繰入金

財源の不足を補うために、令和3年度決算では、約31億円(一般会計が負担すべき分を含む)を繰り入れており、一般会計の大きな負担となっている。

下水道使用料改定の必要性

下水道事業は今後も経費回収率100%を下回ると予想されるため、経営健全化に向けた改善が求められる。一般会計の大きな負担となっている繰入金を低減し、本来の姿である自立した経営を目指して使用料の改定により事業収入を確保する必要があると考えられる。

水道事業の課題

■人口減少による給水収益減少

下水道と同じく、人口減少に伴い給水収益の減少は避けられない状況である。

■有収率の向上

※重要度の高い主な管路を優先的に更新してきたため、施工費が高額でありながら漏水改善による有収率の向上が目に見えて現れていない。
※料金徴収の対象となった水量の割合

審議会からの答申

上下水道事業の現状や今後の見通し、課題などを踏まえ、9月5日に答申書が提出されました。その中で、水道・下水道いずれも市民の安心・安全のため、必要な施設整備と維持管理を適切に実施することで、安定したサービスを将来にわたり提供することが重要であるとされています。そのうえで、それぞれの事業における料金の見直しについての意見は次のとおりとなっています。



▲答申書を提出する佐藤会長(中央)

下水道事業

公営企業の基本原則は独立採算制であることから、一般会計からの繰入金に過度に依存しない健全な事業の運営が求められます。その財源確保のためにも、『利用者の過度な負担増を配慮したうえで使用料の改定が必要』です。また、『使用料が異なっている敷地地区についても今回の改定に合わせて使用料の統合が望ましい』との結論に至りました。

水道事業

平成30年度の料金改定により、今後5年間は安定した財源を確保できる見通しであることから、『料金は現状を維持するのが妥当である』との結論に至りました。

ジュビロ磐田

メモリアルマラソン

3年ぶりにランナーが市内を駆け抜けました

11月20日(日)、磐田市を代表するイベントの一つ「第25回ジュビロ磐田メモリアルマラソン」が開催され、市内外から参加した約4600人のランナーが秋の磐田を駆け抜けました。

ジュビロ磐田からは、小川大貴選手や大津祐樹選手がスターターを務めたほか、古川陽介選手、藤原健介選手が3kmの部に参加するなど、多くの選手が大会を盛り上げてくれました。また、静岡ブルーレヴズからも岡本慎太郎選手らが応援に駆け付け、雨の中激走する参加者たちを励ましました。

ボランティアや市民の皆さまをはじめ、ご尽力いただいた数多くの方々のご協力に支えられ、3年ぶりの大会を無事に終えることができました。広範囲にわたる交通規制に対するご理解も含め、心より感謝申し上げます。来年もぜひご参加ください。



▲ピストル音と共に一斉にスタート



▲笑顔で手を振るランナー



▲コスプレをするランナーも

スポーツ振興課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4832

FAX 0538-37-5034

ページ番号
1011571

被災した事業者の 事業継続を支援します

台風15号の被災事業者を対象に

被災事業者事業継続支援金を創設

産業政策課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4904

FAX 0538-37-5013

台風15号により事業用建物や事業用資産に被害を受けた市内事業所などに対し、復旧による事業継続のための支援金を支給します。

▼対象者

令和4年台風15号により被災した市内に事業所、営業所などを有する次の方

- ・ 中小企業、個人事業主
- ・ 中小企業が組織する団体
- ・ 社会福祉法人、医療法人などの一部非営利法人
- ※一部非営利法人については、従業員数300人以下が対象
- ※農業者、農業法人は除く

▼支給条件(次のすべてを満たすこと)

①事業用の建物または建物と一体で使用する事業用資産が、浸水・土砂流入などにより被災している(被災・罹災証明で確認)

▼申請期限

令和5年3月17日(金)

▼支給額

1事業者につき20万円

▼その他

詳しくは、産業政策課にお問い合わせください



令和4年度

予算執行状況

市の財政状況をお知らせします

条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。

令和4年度上半期（令和4年9月30日現在）の予算執行状況をお知らせします。

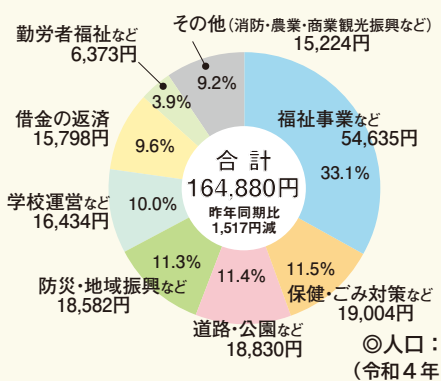
予算の執行状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	687億4,779万円	279億5,590万円	276億2,375万円
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	325億3,615万円	120億7,977万円	113億7,600万円
公営企業会計 (上下水道事業・病院事業)	384億1,464万円	141億436万円	124億5,503万円

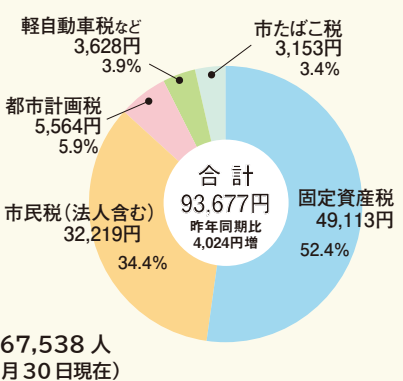
市の財産状況 ※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことで

区分	現在高		種類	現在高	
	市有財産	借入金		地方債	一時借入金
土地	515万791㎡		一般会計	542億6万円	
建物	50万9,145㎡		特別会計	2億6,932万円	
基金*	155億8,947万円		公営企業会計	418億5,021万円	
有価証券	8億7,008万円		一時借入金	0円	

一人当たりに使われた金額（一般会計）



一人当たりの市税負担額（一般会計）



財政課
(本庁舎4階)

☎0538-37-4883

FAX 0538-37-4876

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーで 自宅でいつでも申告♪

スマホのカメラで
源泉徴収票を自動入力



過去の申告データを
利用して自動入力



令和4年分（令和5年1月以降）から
さらに簡単に申告がしやすくなります

スマホで青色申告決算書
などの作成が可能に



マイナポータル連携による
自動入力対象が拡大



確定申告会場は、毎年多くの方が来場され、今回も混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症防止の観点から、お持ちのパソコン・スマートフォンから「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」申告をご利用ください。

自宅からいつでも確定申告

確定申告は

e-Taxが便利

市税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4826

FAX 0538-33-7715



▲作成コーナー



▲動画で見る
確定申告

問い合わせ先

磐田税務署 個人課税部門
☎0538-32-6114



住宅ローン控除相談会

市税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4826
FAX 0538-33-7715

源泉徴収税額から還付される場合があります

住宅ローンを利用して住宅を新築または購入し、所得税の確定申告により住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の手続きを行うと、源泉徴収税額から還付（または納付税額が減少）される場合があります。

税務署では、給与所得者の方を対象に、住宅ローン控除相談会を次のとおり実施します。

なお、相談会では、ご自身のスマートフォンで申告を行います。ご来場の際には、事前にスマートフォンアプリ「マイポータル」をインストールするほか、国税庁ホームページに掲載している必要書類をご持参ください。

マイポータル



▲ iOS 端末をご利用の方



▲ Android 端末をご利用の方

▼とき

令和5年2月10日(金)・13日(月)～15日(水)
午前9時～午後5時

▼ところ

福田中央交流センター

▼受付方法

相談会の会場への入場の際は入場整理券が必要となります

※入場整理券は、国税庁LINE公式

アカウントで、相談希望日の10日前

から事前発行できます。相談日当

日の午前9時から会場でも配付しま

す。(定員に達した時点で配付終了)

▼問い合わせ

磐田税務署 個人課税部門

☎0538-32-6114



▲ LINE
(国税庁)



▲ 必要書類

ページ番号
1010026

固定資産税

に係る届け出

市税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809
FAX 0538-33-7715

届け出を、お忘れなく

償却資産（事業用資産）をお持ちの方

毎年1月1日現在でお持ちの償却資産は市へ申告する必要があります。

▼申告期限／1月31日(火)

▼償却資産の例／

① 農業用のビニールハウス、温室（ガラスで覆われていないもの）、井戸、ボイラー、配管など

② アパートなど共同住宅駐車場の舗装、外構、駐輪場、フェンスなど

③ 事業用の簡易建物・物置など

④ 事業用や営業用の資機材

⑤ 太陽光発電設備

▼申告書／市ホームページからダウンロード、または市税課家屋グループへご連絡ください

土地の利用状況を変更した方

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の利用状況で課税されます。登記上の地目と現在の利用状況が異なると税額が変わる場合があります。市では実地調査を行うなど適正な課税に努めています。土地の利用状況を変更した方は市税課土地グループへご連絡ください。

※農地の転用は許可などが必要です。詳しくは農林水産課(西庁舎1階) ☎37-4813へ

家屋の新築や増築、取り壊しをした方（市職員が未訪問の方）

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋に対して課税されます。家屋の新築や増築、取り壊しをした方は、市税課家屋グループへご連絡ください。